

## 令和4年度 民間活用住宅建設事業 のお知らせ

陸別町では、町内に賃貸住宅を建設する場合、民間活用住宅建設事業（以下、事業）により建設費の一部を補助しています。

賃貸住宅の建設を予定し、事業の活用を検討されている方は、役場 産業振興課（商工業振興担当）までご相談ください。

- ▶ 相談時にお知らせいただくこと ～ 見込みで結構です
  - ・戸数 ・単身者向又は世帯向け ・建設場所 ・建築業者
- ▶ ご注意ください ～ 相談の時期により、着工可能時期が変わります。

### 相談時期による着工時期の目安

5月中旬 までの相談 → 着工時期：6月末以降

8月上旬 までの相談 → 着工時期：9月末以降

※事業の実施決定は、陸別町まちづくり推進会議による採択後となります。

※事業採択後に着工することができます。

※対象住宅は、年度内に完成する必要があります。

- ▶ お問い合わせ 陸別町役場 産業振興課 商工業振興担当  
電話 27-2141 内線135

### 事業概要

対象者	陸別町に在住する個人及び個人事業主 民間法人、農業法人及び社会福祉法人
施行事業者	陸別町内に本店を置く事業者であること
住宅用途	賃貸または職員住宅として使用すること 2親等以内の親族が入居する場合は補助対象外
補助金額	世帯用（床面積67㎡以上） 1戸当たり 400万円 単身用（床面積40㎡以上） 1戸当たり 230万円
譲渡の禁止	建設後5年間（相続を除く）